

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成28年6月13日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（5月実施分）
- 2 監査の対象 会計課、議会事務局、土木課、都市計画課
- 3 監査の範囲 平成27年4月から平成28年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成28年5月23日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、次のとおり指導事項等として意見を付すものとする。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指導事項》

道路占用料にかかる納入通知書発行遅延について

道路占用料については、道路占用料徴収条例第4条、財務規則第25条及び第33条の規定に基づく調定通知書及び納入通知書が相当期間経過してからの発行となったものが1件見られた。

本来は、占有を許可した日から1月以内に納入通知書により徴収しなければならないものである。今後は、関係法令に則り適正な事務処理をされたい。(土木課)

現金の払込が財務規則に従っていないものについて

駅前駐車場駐車料金については、料金の徴収を自動料金精算機で行っており、担当課職員が週に2回、自動料金精算機より現金を回収し金融機関へ払込みしている。

しかし、財務規則第35条5の規定によると、現金を受領したときは、別段の定めがある場合を除くほか、その日のうちに指定金融機関に払い込まなければならない、規則に従った取扱いとなっていないものである。

自動料金精算機の収納事務に関しては、関係機関と協議の上、適切な対応をとられるよう検討されたい。(都市計画課)

調定処理が適切でないものについて

補助金、交付金の調定処理については、次のような適切でない処理が見られた。

- (1) 調定通知書に歳入の根拠となる関係書類を添付していなかった。
- (2) 財務規則第25条の規定による歳入科目ごとの調定をしていなかった。
現年度予算と継続費・通次繰越予算、それぞれの科目で調定すべきところを、現年度予算で一括して調定し、歳入していた。
- (3) 財務規則第26条の規定による調定すべき時期からは著しく遅れ、年度末に調定していた。

調定処理については、財務規則に沿った処理を徹底し、適正な歳入予算の管理に努められたい。(都市計画課)

《意見》

県から受託している「河川水門等維持管理及び操作委託」業務について

市が県より受託している「河川水門等維持管理及び操作委託」業務については、市内29か所にある水門の維持管理及び操作を、市内の個人や事業者と委託契約を結び委託している。市から委託を受けた者は、契約書等の定めに従って毎月維持管理の状況や操作について、市へ報告書を提出し、市では、その報告書を取りまとめ県へ提出している。

その報告書の中で、平成27年4月より毎月水門操作の不具合が報告されているが、年度末まで改善されずに不具合が続いている状況が見られた。

報告内容に対して措置対応するのは県であるが、市としても、適時適切に県へ報告するとともに、県に対し速やかな対応を求めていくことも必要であると考え。(土木課)